議案第75号関係資料2

令和6年3月8日
民生環境常任委員会
福祉部

青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
（平成二十四年青森市条例第七十四号）
新旧対照表

新	旧
目次　（略） 第一条～第二十七条　（略） （自立支援計画の策定） 第二十八条　母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、**年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向、母子及び**その家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。 第二十九条　（略） （関係機関との連携） 第三十条　母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所と密接に連携するとともに、必要に応じ児童家庭支援センター、**里親支援センター、女性相談支援センター**等関係機関と連絡調整を行い、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。 第三十一条～第四十一条　（略）	目次　（略） 第一条～第二十七条　（略） （自立支援計画の策定） 第二十八条　母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、**当該母子、**その家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。 第二十九条　（略） （関係機関との連携） 第三十条　母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所と密接に連携するとともに、必要に応じ児童家庭支援センター、**婦人相談所**等関係機関と連絡調整を行い、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。 第三十一条～第四十一条　（略）